

町・県民税、国民健康保険税の申告相談は
2月16日(火)～3月15日(月)です

■忘れずに申告しましょう

令和3年1月1日現在で本町に住んでいる人は、令和2年1月1日～12月31日の収入について申告が必要です。

町では、2月16日(火)から町生涯学習センターで申告相談を行います。新型コロナウイルス感染症対策として入室者数を制限する場合があります。あらかじめご了承ください。

かじめご了承ください。

また、次のような申告を行う

方は2月3日(水)から税務署(月)午前8時～午前11時、午後1時～午後4時
ホール)をご利用ください。

▼申告期間および受付時間

2月16日(火)～3月15日

▼会場

町生涯学習センター・研修室

■申告相談での注意事項

●準備するもの

・申請者の本人確認書類
・同じ世帯でない方の申告を代

理でされる場合は、委任状

・申告者本人の印かん

・申告者本人および扶養控除対象者の「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」

・給与収入や年金収入がある場合は、源泉徴収票、支払調書

・事業(営業、農業、不動産)所得がある場合は、収支内訳書や経費の領収書

・生命保険料控除などを受ける場合は、控除証明書

・障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

・医療費控除を受ける場合は、医療費などの領収書と集計を

記入した明細書

・寄附金控除を受ける場合は、証明書や領収書

・所得税の振替納税や還付を受ける場合は、本人名義の通帳と、その通帳の登録印

内容によっては、税務署が開設する申告相談会で申告をしていただく場合もあります。

■税務署開設の申告相談会

熊本東税務署が開設する申告相談会場所は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、住宅借入金等特別控除を受ける方などを対象に事前相談会も開催されます。

▼会場

熊本城ホール(熊本市中央区桜町3・40)

▼申告事前相談会

2月3日(水)～15日(月)

▼申告相談期間

2月16日(火)～3月15日(月)

※2月21日(日)、28日(日)に限り、休日も開設します。

※期間内は税務署での申告相談は行いません。

▼受付時間

午前9時～午後4時

▼お問い合わせ先

町税務課

096・234・1112

熊本東税務署

096・369・5566

■町・県民税、国保税の申告相談の日程一覧

日程	行政区名
2月	16 火 広瀬・谷内・本坂谷・堂ノ原・西原・小鹿・井戸江・安平・上揚
	17 水 東寒野・西寒野
	18 木 上豊内・下豊内
	19 金 岩下1区・岩下2区
	21 日 熊本城ホールで休日申告相談実施
	22 月 緑町・仁田子
	24 水 大町・横田・有安
	25 木 船津・麻生原・世持
	26 金 南三箇・中山・津志田
3月	28 日 熊本城ホールで休日申告相談実施
	1 月 上田口・下田口・田原
	2 火 和田内・府領・北原
	3 水 中早川・早川・北早川
	4 木 糸田
	5 金 辺場・古閑・八丁・山出
	8 月 芝原・吉田
	9 火 中横田
	10 水 下横田・浅井
	11 木 上早川1区・2区・3区・4区・5区
	12 金 上記の日に来れない人
	15 月 上記の日に来れない人

※申告期間中は税理士1名が相談に応じます。税や確定申告についてご相談がある方は、ご利用ください(税理士の受け付けは午後3時まで)。



◀(左から)藤本御船町長、奥名申佐町長、荒木壽町長、田原組合長、梅田山都町長、西村益城町長

上益城農協が物資の優先供給や施設等を提供

上益城5町と災害時応急協定を締結

■災害からの復旧・復興を迅速に支援

令和2年12月24日(木) J Aかみましき本所(白旗)で「災害時における応急対策に関する協定締結式」が行われました。

当協定は、災害時の応急対策において必要な燃料等の供給および被災者支援に関する協力体制を築くことで復旧・復興の迅速化を図ることを目的に、本町をはじめとする上益城5町が上益城農業協同組合(田原要一代代表理事組合長)と締結。

今後、協定に基づき、応急対応が必要な町に対して、上益城農協が保有および調達可能な「燃料の優先的・安定的供給」や「食料品等の供給」「日用品雑貨等の物資の供給」などが可能となります。

上益城農協の田原組合長は「熊本地震を経験して、何かできることはないかと常日頃考えていました。上益城郡5町のチームに加わるという気

持ちで取り組んでいきたい」と話しました。

■災害に備えて準備を

町では、大規模災害に備えてさまざまな団体や企業と協定を締結しています。災害からの迅速な復旧・復興を支える各団体等との連携は必要不可欠です。

一方で、昨年の熊本豪雨のような大規模災害では、住民を支援すべき行政自体が被災し、公的な支援(公助)が滞ってしまいます。そんなとき、特に重要なのが地域コミュニティの防災力(自助・共助)です。

いざというとき、住民同士の支え合いは大きな力となります。防災訓練を通して地域の防災力を高めましょう。町では、昨年9月に総合防災マップを更新し、各家庭に配布していますので、併せてご活用ください。

▼お問い合わせ先

町くらし安全推進室

☎096・234・1167
(内線241)